

「研究費不正防止ガイドライン関係規程」改正内容

※ 文科省によるガイドラインが、平成19年に策定されて後、2回にわたって改正がなされたことに伴う改正

(主な改正内容)

- 一 規程制定の根拠が、文科省策定の「公的研究費管理・監査ガイドライン」であることを明示(第1条)
- 一 定義の追加、見直し(第2条)
  - 追加項目：配分機関、コンプライアンス教育
  - 見直し項目：公的研究費、教職員等、不正使用、部局
- 一 責任体系の役割・責務の明確化(第3条～第6条)
  - ・最高管理責任者(学長)
    - 不正防止対策の基本方針策定・周知
  - ・総括管理責任者(事務局長)
    - 不正防止対策の具体的な対策の策定・実施(不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動計画含む)
  - ・コンプライアンス推進責任者
    - 部局等における不正防止対策の実施・コンプライアンス教育実施
- 一 教職員等の責務の見直し(第7条)
  - ・コンプライアンス教育受講義務
  - ・公的研究費の運営・管理に関わる教職員等からの誓約書の提出
- 一 不正使用防止計画第9条～第11条)
  - ・統括管理責任者及び公的研究費不正使用防止委員会が策定
  - ・不正使用防止計画策定に当たっては、内部監査部門と連携して推進
- 一 研究費の不正使用に係る調査体制・手続等について、文科省策定の「公的研究費管理・監査ガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿うような方向で各条文の見直し(第12条～第29条)
  - ・告発受付→予備調査→本調査→認定→不服申し立て・在調査→調査結果公表
  - ・調査手続きの節目ごとに、公的研究費の配分機関(文科省及び文科省所管独立行政法人)へ報告
  - ・外部有識者を入れた調査委員会委員構成(第22条)
- 一 認定後の措置(第31条、第32条)、監査(第33条、第34条)
  - ・大きな修正なし
- 一 監事の役割の明確化(第35条)
  - ・新章新設

## 290 浦和大学における公的研究費の不正防止に関する規程

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）」に基づき、浦和大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型資金をいう。
- (2)「配分機関」とは、公的研究費を配分する文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人等をいう。
- (3)「教職員等」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。
- (4)「不正使用」とは、実体を伴わない謝金又は給与の請求、物品購入による架空の請求、不当な旅費の請求をはじめとして、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (5)「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が教職員等に対し、自身が取扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。
- (5)「部局」とは、各学科及び事務局をいう。

## 第2章 体制及び責務

## (責任と権限)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各部局の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学科長及び事務局長をもって充てる。

(最高管理責任者の役割)

第4条 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう適切な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者の役割)

第5条 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び本規程に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者指示の下、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施するとともに、教職員等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(教職員等の責務)

第7条 本学の公的研究費の運営・管理に関わる本学の教職員等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

- 2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等は、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 3 前各項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営・管理に関わることができない。

## (公的研究費の事務管理)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務等を事務局に委任し、公的研究費の申請・相談窓口、経理事務手続きに関する業務については教務課が、公的研究費の使用ルール等の研究者、事務職員への周知、物品の検収、監査については総務課が行う。

2 事務分掌その他必要な事項は別に定める。

## 第3章 不正使用防止計画等

## (不正防止委員会)

第9条 本学の公的研究費を適正に運営・管理してゆくため、最高管理責任者の下に、全学的観点から「不正使用防止計画」を推進する担当部署として、統括管理責任者を委員長とする「公的研究費不正防止委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## (不正使用防止計画)

第10条 統括管理責任者及び委員会は、最高管理責任者の策定した基本方針に基づき、具体的な研究活動上の不正使用防止計画(以下「不正使用防止計画」という。)を策定し、その進捗管理に努める。

2 不正使用防止計画の策定に当たっては、委員会は第33条に規定する内部監査部門と連携し、不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容のものとするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

3 委員会は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行う。

## (不正使用防止計画の実施)

第11条 各部局は、主体的に「不正使用防止計画」を実施するとともに、委員会と連携及び協力するものとする。

## 第4章 通報等の受付

## (告発窓口)

第12条 本学における公的研究費に係る不正使用に関する告発に対応するため受付窓口(以下「告発窓口」という。)を総務課に置き、総務課長が担当する。(以下「窓口担当」という。)

## (告発の受付)

第13条 不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、告発をすることができる。

- 2 告発の方法は、文書、ファックス、電子メール、電話又は面談により行うものとする。
- 3 告発は、原則として顕名により行われ、不正使用を行ったとする研究者・グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、その内容によっては、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。
- 5 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発を受け付けた旨を、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。この場合において、書面（封書、ファックス及び電子メールをいう）以外の方法で、告発を受け付けたときは、当該告発者に口頭で受付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。

（管理方法）

第14条 受付けた告発の内容の管理方法については、「学校法人九里学園公益通報者の保護等に関する規程」第5条第2項及び第9条第1項の規定を準用する。

## 第5章 通報者及び被通報者の取扱い

（秘密保持等）

- 第15条 窓口担当は、告発の内容及び告発者の秘密を守るため、告発を受付ける場合は、告発者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被通報者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
  - 3 告発窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

（告発者の保護）

- 第16条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由として、当該告発者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（悪意に基づく告発）

第17条 何人も、悪意（被告発者を陥れるため若しくは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する組織等

に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。

## 第6章 通報等に係る事案の調査

### (調査を行う機関)

第18条 最高管理責任者は、本学に所属する教職員等の不正使用の告発があった場合は、本学が通知された事案に関わる調査を行う。

2 被告発者が複数の研究機関等に所属する場合は、被告発者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。

### (予備調査)

第19条 最高管理責任者は、第13条第5項の規定により報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者及び関係するコンプライアンス推進責任者その他必要な者を指名して、予備調査委員会(委員長は統括管理責任者とする。)を立ち上げ、予備調査を行う。

2 予備調査委員会は、関係者とのヒアリングを行い、告発の内容の合理性、調査可能性等の予備調査を実施する。

3 統括管理責任者は、告発を受理した日から起算して概ね30日以内に予備調査の結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、速やかに本調査の要否を決定するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

5 本調査を行わないと決定した場合は、最高管理責任者は、その旨を、理由を付して告発者に通知するものとする。

### (本調査の通知・報告)

第20条 最高管理責任者は、前条第4項により本調査を実施することを決定した場合、告発者並びに被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。

2 本調査は、前条第4項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。

3 告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。

(本調査中における一時的措置)

第21条 最高管理責任者は、本調査の実施が決まった後、次条第2項に規定する調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発をされた研究に係る公的研究費の執行の停止その他必要な措置を講ずることができる。

2 最高管理責任者は、当該資金配分機関から被告発者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

(調査委員会)

第22条 最高管理責任者は、本調査実施を決定した場合は、直ちに統括管理責任者に対し、本調査の実施を指示する。

2 統括管理責任者は、本調査を行うため、調査委員会(調査委員長は統括管理責任者とする。)を設置する。

3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長(統括管理責任者)

(2) 当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから最高管理責任者及び統括管理責任者が指名する者

(3) 外部有識者(弁護士、公認会計士等)

4 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 調査委員会は、調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長が決定する。

6 調査委員長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

7 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、調査委員長に対し、異議申立てをすることができる。

8 調査委員長は、前項の異議申立てを受け、その内容が妥当と判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第23条 調査委員会は、指摘された不正使用に係る各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により本調査を実施する。

2 調査委員会は、本調査の実施に当り、被通報者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

## (証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査に当って、告発された事案に係る研究又は研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関に対し証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう依頼するものとする。

## (事実認定)

第25条 調査委員会は、不正使用の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について、本調査開始後概ね150日以内に認定する。

2 前項に関する認定に関しては、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 不正使用が行われたか

(2) 不正使用が行われたと認定したときは、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額

(3) 不正使用に関する資金移動の状況

3 調査委員会は、不正使用が行われていないと認定した場合で、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員長は、認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

## (調査結果の通知)

第26条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を基に、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

## (配分機関への報告及び調査への協力等)

第27条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正使用発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、監査の中間報告書を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても不正の事実が一部でも承認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。



4 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の配分機関への提出又は配分機関による閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て及び再調査)

第28条 不正使用と認定された被通報者又は悪意に基づく通報等告発と認定された通報発者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

2 調査委員長は、不服申立てがあった場合は、調査委員会において、当該不服申し立ての審査を行う。

3 不服申立てがなされたときには、調査委員長は、直ちに最高管理責任者へ報告するとともに、調査委員会に諮り、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事項の再調査を行うか否かを速やかに決定する。不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

4 不服申し立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者に通知する。

5 調査委員長は、再調査を行う決定を行った場合は、直ちに最高管理責任者へ報告するものとする。

6 最高管理責任者は、前項の報告を基に、再調査の旨を被告発者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

7 最高管理責任者は、不服申し立てがなされたとき、不服申し立ての却下したとき及び再調査開始の決定をしたときには、配分機関に報告する。

(再調査結果の通知及び報告)

第29条 調査委員長は、再調査を開始した場合は、不正使用と認定された被告発者からの不服申し立てにあっては概ね50日以内に、悪意に基づく告発等と認定された告発者からの不服申し立てにあっては概ね30日以内に、調査委員会において先の調査結果を覆すか否かをそれぞれ決定し、その結果を直ちに最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、再調査結果を踏まえ、不服申し立てに対する処置を決定する。

3 最高管理責任者は、再調査結果の通知を行う場合は、第26条の規定に準じて行う。

4 最高管理責任者は、再調査結果を配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

- 第30条 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表内容は、不正使用に関与した者の所属及び氏名、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属及び氏名、調査方法、手順等とする。
- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、告発者及び被告発者等の了解を得て、調査結果を公表する。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であった場合には、告発者の所属及び氏名、告発が悪意であると認定した理由を公表する。

第7章 認定後の措置

(認定後の措置)

- 第31条 最高管理責任者は、不正使用の事実が認定された場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 不正使用への関与が認定された者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該認定に係る公的研究費の使用中止を命ずるとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 被認定者に対し、当該認定に係る論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 本学就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。
- 3 本学と取引する業者が不正使用に関与している場合は、別に定める「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程」により措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、被告発者に不正使用の事実がないと認定された場合には、研究活動の円滑な再開、当該通報等をされた研究に係る公的研究費の執行停止の解除等名誉回復のため必要な措置を講じるものとする。

(是正措置等)

- 第32条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正使用が行われたものと認定した場合は、当該部局責任者に対し是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、再発防止のために必要な是正措置等を講じたことの内容を当該告発者に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。

## 第8章 監査

### (内部監査)

第33条 最高管理責任者は、公的研究費の内部監査部門を総務課内に置き、監査担当者は、別に定める「公的研究費に関する内部監査規程」により公的研究費に関わる監査を行う。

- 2 監査担当者は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を徴することができる。
- 3 公的研究費監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、検査結果を「公的研究費不正防止委員会」において公表する。公的研究費監査部門は、「公的研究費不正防止委員会」との連携により、研究上の不正発生要因を把握し、それに応じた実効性のある監査を行う。

### (学園本部監査)

第34条 学園本部は、学校法人九里学園管理規程第22条に基づき監査を行う。

- 2 学園本部監査は、監事及び会計監査人との連携を強化し、別に定める「内部監査規程」により、学園全体の視点から公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の体制等を含め監査を行う。

## 第9章 監事

### (監事の役割)

第35条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について学園全体の観点から確認し、意見を述べる。

- 2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

## 第10章 雑則

### (雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

### (改廃)

第37条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2007年12月 8日から施行する。
- 2 この規程は、2022年 4月 1日から施行する。